

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<http://www.zenhokyo.gr.jp>〕

—今号の目次—

平成30年6月15日（金）の臨時閣議において閣議決定された内容等

- ◆ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太の方針 2018) …………… 1
- ◆ 「地方裁量型認可化移行施設」(仮称) が示される
(「未来投資戦略 2018」「国家戦略特別区域諮問会議 (第 35 回)」) …………… 3

◆ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太の方針 2018)

平成30年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太の方針 2018)では、第2章の『1. 人づくり革命の実現と拡大』に『幼児教育の無償化』が示されました。

『「人づくり革命」では、第一に、幼児教育無償化を一気に加速する。3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する』(資料1 骨太の方針 8 ページ。以下のページ表記は同資料) ことが明記されています。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化について、平成30年5月31日に示された「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会 報告書」(本ニュースNo.18-08〔平成30年6月1日号〕にて既報)にそった内容が盛り込まれました(9～10 ページ)。

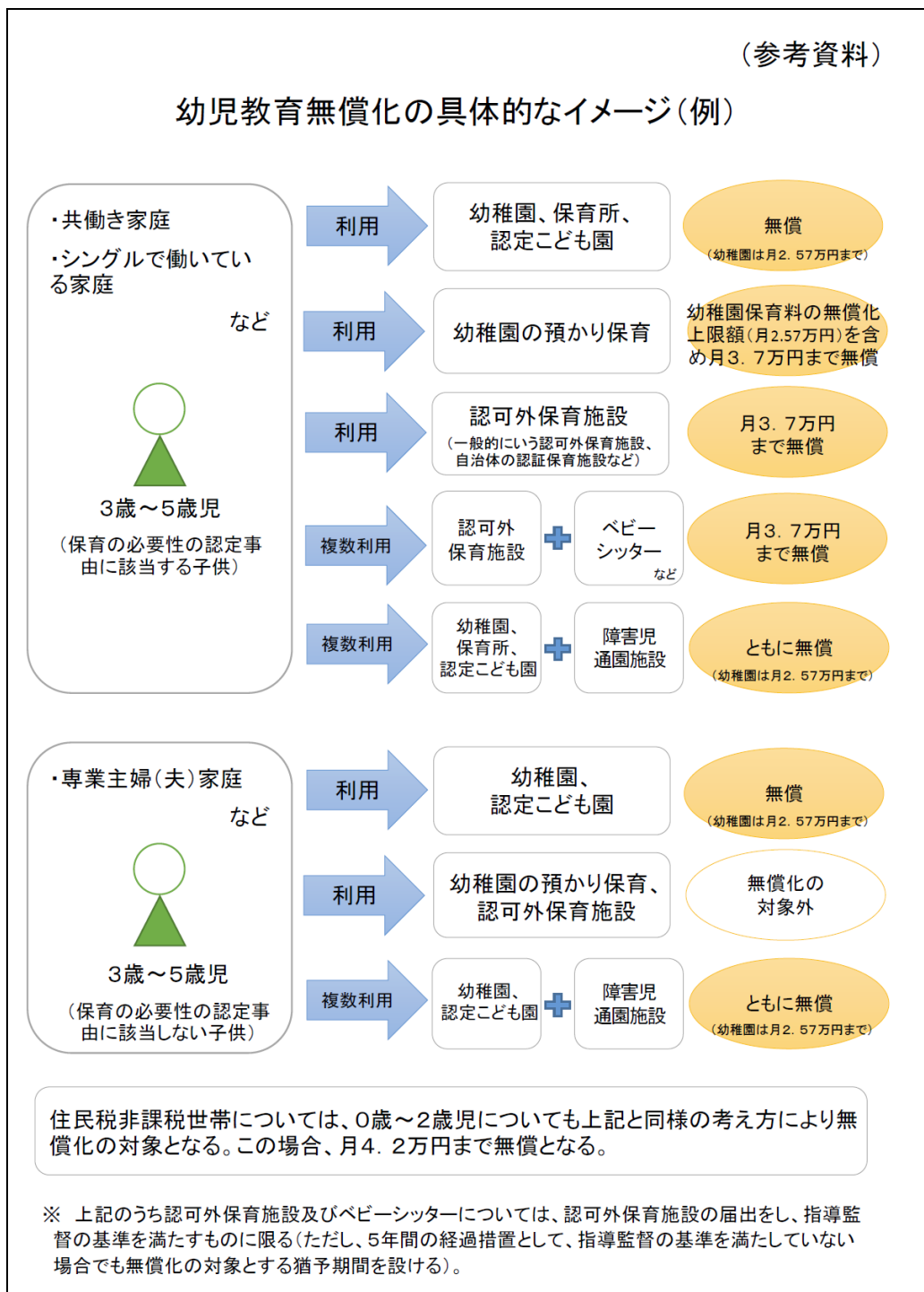
認可外保育施設の無償化の対象者は、『保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用していない者』(9～10 ページ)とされ、幼児教育の無償化の範囲のとりえ方については、下記図表(同報告書「参考資料」。別添資料2)をご参照ください。

認可外保育施設の無償化の上限額は、月額 3.7 万円(0歳から2歳児については、月額

4.2万円)までとしています。幼稚園の預かり保育を利用する場合も、幼稚園保育料の無償化の範囲2.57万円を含め、3.7万円まで(10ページ)。

実施時期は、消費税率の引き上げと同時に、2019年10月から(10ページ)をめざす。また、認可施設への移行の促進として、『指導監督基準を満たさない認可外保育施設も含め、認可施設への移行を加速化する』としています(11ページ)。

第2章『7.安全で安心な暮らしの実現』の項では、『(5)少子化対策、子ども・子育て支援』に『子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく』とし、保育に対する財源確保について、明記されています(47ページ)。



文字が見えにくい場合は、別添の資料2「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書 参考資料」をご参照ください。

◆「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）が示される （「未来投資戦略 2018」「国家戦略特別区域諮問会議 （第 35 回）」）

平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「未来投資戦略 2018」には、『2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革』の『② 女性活躍の更なる拡大』に、『「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備や保育人材の確保を着実に進める。また、平成 35 年度末までに放課後児童クラブの更なる受け皿拡大を図ること等を内容とする新たなプランを本年夏に策定する』としています（資料 3 未来投資戦略 108 ページ）。

また、『3. 国家戦略特区の推進 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ii) 地域における規制改革』については、『国家戦略特区内において、待機児童解消までの措置として、地方公共団体が取り組む「保育支援員」を活用した「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）を創設、支援するとともに、厚生労働省における「保育の質」の確保・向上のための多面的な検討に資するよう、自治体の協力を得て、その実施状況等を把握し、分析・評価する』ことが示されました（未来投資戦略 135 ページ）。

これは、平成 30 年 6 月 14 日に開催された「第 35 回 国家戦略特別区域諮問会議」において提示された、「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）について、記載されたものです。

地方裁量型認可化移行施設（仮称）は、特区において、待機児童解消までの時限措置として、各自治体が独自の設備運営基準（配置基準の 6 割以上は保育士）のもとに設置でき、保育士不足等の緊急的な場合に限り、認可保育園からの移行も可能とされています。また、設備・運営に応じた運営費を補助することが示されています。

「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）の創設について		資料 6
<ul style="list-style-type: none"> ● 待機児童解消のための保育の受け皿拡大と保育の質の確保は「車の両輪」であり、<u>保育園等による保育は、国が定める設備運営基準を満たす保育園等により実施されることが基本。</u> ● 一方で、各自治体が独自の創意工夫のもと、待機児童解消のための取組に積極的に取り組めるよう、国家戦略特区において、待機児童が多い自治体が自ら定める基準に基づく「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）を設置して、「保育支援員」等を活用しながら待機児童の解消に取り組むことを認める方向で検討（時限措置）。 		
<p>大阪府・大阪市提案</p> <p>保育需要に対応するため、国家戦略特区において、下記人員配置に係る特例を認めてほしい。</p> <p>①認可保育園において、所定の研修（※）を修了した「保育支援員」について、配置基準上必要な保育士の 3 分の 1 に置き換えて配置できるようにしてほしい。</p> <p>（※）27 時間の座学研修+480 時間の OJT 研修 【参考】保育士の養成課程での履修時間：約 1,000 時間</p> <p>②上記配置を行った場合も（認可保育園として）公費による支援を行ってほしい。</p> <p>（例）人員配置基準上、12 人の保育士配置が求められる保育園の場合、保育士のうち 3 分の 1（4 人）を保育支援員（1.5 人で保育士 1 人に換算）に代えて、保育士 8 人・保育支援員 6 人で保育業務を行う。</p>	<p>厚生労働省対応案</p> <p>特区において、各自治体が、独自の設備運営基準（配置基準の 6 割以上は保育士）のもと「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）を設置することを認める（待機児童解消までの時限措置）。</p> <p>①（保育士不足で運営が困難などの緊急的な場合に限り）認可保育園からの移行も可能</p> <p>②「地方裁量型認可化移行施設」に対して、国の運営費の基準額にならない、設備・運営に応じた運営費を補助。 （※）30 予算で認可化移行運営費の充実に図っており、安定財源の確保しつつ、31 予算要求に向けて検討。</p> <p>③認可化移行の計画期間は 5 年間とし、自治体の判断で延長も可能とする。</p> <p>④保育事業者と利用者の直接契約</p> <p>⑤保育の質の確保のため、下記措置等の実施を義務付け。 ・地方裁量型認可化移行施設への定期的な指導・監査の実施や運営状況の見える化 ・都道府県の協議会による人材確保策の実施・公表</p> <p>※ 厚生労働省における「保育の質」の確保・向上のための多面的な検討に資するよう、自治体の協力を得て、その実施状況等を把握し、分析・評価する。</p>	

文字が見えにくい場合は、別添の資料 5「第 35 回 国家戦略特別区域諮問会議 資料 6」をご参照ください。

なお、本会は、平成 28 年 9 月 16 日に保育三団体協議会において協同して「大阪府提案の国家戦略特別区域における保育の質を低下する保育所設置基準・配置基準の緩和に保育三団体協議会は反対します」（反対意見書）を内閣府・厚生労働省に提出し、保育所設置基準を自治体の判断で決定しないこと、保育士資格を有さない保育をサポートする人材を配置基準に位置付けないこと、について意見表明してきました。

この考え方は、現在も変わるものではなく、「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）について、次の懸念を表明します。

【本会の「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）への考え】

①すでに認可されている保育所からも移行できるとされているが、認可施設から要件を緩和するような仕組みとすべきではない。

⇒現に利用している子どもたちや保護者の立場からすれば、認可施設から認可外施設に移行するようなことがあってはならない。認可施設からの移行は、限定的な手段とすべきである。

⇒保育の現場に求められる役割やニーズは多様化し、複雑化している。それに対応しつつ、子どもの発達の保障、安全確保のためには、保育士資格を有する人材の対応を基本とすることは、保育の質の視点からも必要なことである。

②待機児童のいる特区での仕組みとされているが、その範囲を（特区以外に）広げるべきではない。

⇒国が最低基準を定め、自治体の判断でゆとりのある基準とする現行の考え方は、子ども・保護者の立場からみても理に適っている。その基準の引き下げにつながるような仕組みを全国で認めるべきではない。

また、未来投資戦略 2018 とともに「革新的事業活動に関する実行計画」（資料 4）も公表され、105 ページに「子育て安心プラン」、135 ページに、国家戦略特区、規制改革のスケジュールが示されています。

詳細は、別添資料 3、4、5 をご参照ください。